

新潟市介護サービス事業所等燃料費高騰対策支援金

1 制度概要

物価高騰の影響により、居宅に訪問する車両に使用する燃料費の負担が増加している介護サービス事業所等に対して、定額の支援金を交付し、サービスの質の確保及び業務継続を支援します。

2 対象事業所等及び支援金額

令和7年1月1日現在、新潟市内に住所を有する介護サービス事業所等を運営する法人。ただし、下記の介護サービス事業所等は除く。

- ① 令和7年1月1日現在において事業の開始又は再開から2月以上経過していない介護サービス事業所等
- ② 令和7年1月1日以降に事業を開始する介護サービス事業所等
- ③ 申請時点で休止又は廃止している介護サービス事業所等（感染症発生に伴う一時的な休止の場合を除く。）
- ④ 事業を継続する意思がなく、令和6年度中に休止又は廃止を予定している介護サービス事業所等
- ⑤ 国、独立行政法人、県、市（市が委託又は指定管理者が運営している施設を除く。）が運営する介護サービス事業所等

○下表のサービスを対象と

し、1事業所あたり定額で支援金を交付します。法人において複数のサービスを運営している場合は合算して交付します。

類型	施設・サービス種別	1事業所あたりの支援金額
訪問系事業所	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、訪問型基準緩和サービス	50,000円
居宅介護支援	居宅介護支援、介護予防支援	20,000円

3 手続き

○対象となる法人に対して、新潟市介護保険課より申請書類を郵送します。

○法人は、令和7年3月12日（水）までに申請書類を新潟市介護保険課に郵送してください。

○支援金の手続きについては、介護サービス事業所等を運営する法人がまとめて行いますので、事業所単位での手続きは不要です。



〒951-8550

新潟市中央区学校町通一番町 602 番地 1

○新潟市福祉部介護保険課

TEL 025-226-1273

メール kaigo@city.niigata.lg.jp